

設計業務等の電子納品要領（案）  
[土木編]

平成 22 年 2 月

横浜市

## 1. はじめに

横浜市では、電子納品要領、基準、ガイドライン等（以下「基準類」という。）については、国土交通省が定める「基準類」を適用することを原則としている。

本要領（案）は、国土交通省「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（平成 20 年 5 月）の適用を前提に、横浜市の独自の運用方法等を明示するため、国土交通省版との差異のある箇所のみをまとめたものである。

横浜市版要領・基準類と国土交通省版要領・基準類との関係を表 1 に示す。

国土交通省の要領(案)は、国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準のホームページより入手できる。[http://www.cals-ed.go.jp/index\\_denshi.htm](http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi.htm)

表 1 横浜市版要領・基準類と国土交通省版要領・基準類との関係

		国土交通省		横浜市	
設計	土木	土木設計業務等の電子納品要領（案） 平成 20 年 5 月	→	設計業務等の電子納品要領（案） 土木編	
		電気通信 土木設計業務等の電子納品要領（案） 電気通信設備編 平成 16 年 6 月	→	設計業務等の電子納品要領（案） 電気通信設備編	
		機械 土木設計業務等の電子納品要領（案） 機械設備工事編 平成 18 年 3 月	→	設計業務等の電子納品要領（案） 機械設備工事編	
	建築	建築設計業務等電子納品要領（案） （平成 14 年 11 月改訂版）	→	設計業務等の電子納品要領（案） 建築編・建築設備編	
工事	土木	工事完成図書の電子納品要領（案） 平成 20 年 5 月	→	工事完成図書の電子納品要領（案） 土木編	
		電気通信 工事完成図書の電子納品要領（案） 電気通信設備編 平成 16 年 6 月	→	工事完成図書の電子納品要領（案） 電気通信設備編	
		機械 工事完成図書の電子納品要領（案） 機械設備工事編 平成 18 年 3 月	→	工事完成図書の電子納品要領（案） 機械設備工事編	
	建築	営繕工事電子納品要領（案） （平成 14 年 11 月改訂版）	→	工事完成図書の電子納品要領（案） 建築編・建築設備編	
図面	土木	CAD 製図基準（案） 平成 20 年 5 月	→	CAD 製図基準（案） 土木編	
		電気通信 CAD 製図基準（案）電気通信設備編 平成 16 年 6 月	→	CAD 製図基準（案） 電気通信設備編	
		機械 CAD 製図基準（案）機械設備工事編 平成 18 年 3 月	→	CAD 製図基準（案） 機械設備工事編	
	建築	建築 CAD 図面作成要領（案） （平成 14 年 11 月改訂版）	→	CAD 製図基準（案） 建築編・建築設備編	
地質調査		地質・土質調査成果電子納品要領（案） 平成 20 年 12 月	→	地質・土質調査成果電子納品要領（案） （未策定）	
デジタル写真	土木	デジタル写真管理情報基準（案） 平成 20 年 5 月	→	デジタル写真管理情報基準（案） ・土木編・電気通信設備編・ 機械設備工事編 ・建築編・建築設備編	
	建築	・（工事写真の撮り方） ・営繕工事電子納品要領（案） （平成 14 年 11 月改訂版） 7-3 工事写真の取扱い			
測量		測量成果電子納品要領（案） 平成 20 年 12 月	→	測量成果電子納品要領（案） （未策定）	
運用ガイドライン	土木工事	電子納品運用ガイドライン（案） 土木工事編 平成 20 年 6 月	→	電子納品運用ガイドライン（案） 土木工事編	
	土木設計	電子納品運用ガイドライン（案） 業務編 平成 20 年 6 月		電子納品運用ガイドライン（案） 業務編	
	電気通信	電子納品運用ガイドライン（案） 電気通信設備編 平成 16 年 5 月	→	電子納品運用ガイドライン（案） 電気通信設備編	
	機械【工事】	電子納品運用ガイドライン（案） 機械設備工事編【工事】 平成 18 年 3 月	→	電子納品運用ガイドライン（案） 機械設備工事編	
	機械【業務】	電子納品運用ガイドライン（案） 機械設備工事編【業務】 平成 18 年 3 月			
	建築	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案） （平成 14 年 11 月改訂版）	→	電子納品運用ガイドライン（案） 建築編・建築設備編	
	図面	土木	CAD 製図に関する運用ガイドライン（案） 平成 21 年 6 月	→	CAD 製図に関する運用ガイドライン（案）
		電気通信	—		—
		機械	CAD 製図に関する運用ガイドライン（案） 機械設備工事編 平成 18 年 3 月		CAD 製図に関する運用ガイドライン（案） 機械設備工事編（未策定）
	地質	電子納品運用ガイドライン（案） 【地質・土質調査編】 平成 18 年 9 月	→	電子納品運用ガイドライン（案） 【地質・土質調査編】	
測量	電子納品運用ガイドライン（案） 【測量編】 平成 21 年 6 月	→	電子納品運用ガイドライン（案） 【測量編】		

## 2. 国土交通省版（平成 20 年 5 月）との差異一覧表

国土交通省版（平成 20 年 5 月）との差異（赤字部分）を共通事項と個別事項に分けて以下に示す。

### 【共通事項】

項目	変更理由	国土交通省 平成 20 年 5 月	横浜市 平成 22 年 2 月
—	国交省と運用が異なるため変更	(各要領・基準類の名称)	<u>(表 1 参照)</u>
—	国交省と運用が異なるため変更	調査職員	<u>監督員</u>
—	国交省と運用が異なるため変更	受注者	<u>受託者</u>
3-1 業務管理項目	国交省と運用が異なるため変更	[p5] 住所コード、[p6] 対象水系路線コード、対象水系路線名 [p7] 発注者機関コード、主な業務の内容、業務分野コード、業務キーワード	<u>TECRIS 登録対象外工事についても、TECRIS で定める入力規則に従って入力する。</u>



### 【個別事項】

項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成 20 年 5 月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成 22 年 2 月
1 適用	国交省と運用が異なるため変更	[p1] 「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下、「本要領」という)は、国土交通省が発注する土木工事に係る設計及び計画業務に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書に定める成果品を電子的手段により提出する際の基準を定めたものである。なお、測量、地質・土質調査等に関する業務についてもこれに準ずる。	<u>「設計業務等の電子納品要領(案) 土木編」(以下、「本要領」という)は、横浜市における設計業務等、地質・土質調査、測量作業に適用する。</u>
2 フォルダ構成	国交省と運用が異なるため変更		(追加) <u>※「測量成果電子納品要領(案)」「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」の横浜市版は、未策定のため対応する国土交通省版に準拠する。</u>
3-1 業務管理項目-適用要領基準	国交省と運用が異なるため変更	[p5] 電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木 200805-01」で固定)を記入する。 (分野：土木、西暦年：2008、月：05、版：01)	<現行版からの改訂箇所> <u>横浜市版基準類に対応した国土交通省の要領・基準の版(「土木 200805-01」で固定)を記入する。</u> (分野：土木、西暦年：2008、月：05、版：01) <u>横浜市版基準類と国土交通省版基準類との業種毎の比較(はじめに 表 1)を参照。</u>

項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成20年5月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成22年2月
3-1 業務管理項目-設計書コード	国交省と運用が異なるため変更	[p5] 各発注者機関で業務1件につき固有の番号として付されるもので、発注機関の指示に従い記入する。	<u>横浜市が定めるコードを記入する。</u> <u>(契約登録番号又は関連契約登録番号)</u>
3-1 業務管理項目-対象水系路線名	国交省と運用が異なるため変更	[p6] 対象水系路線名の情報がある場合に記入する。複数の水系・路線にまたがる業務の場合、関連する水系・路線名を記入する。当該情報が複数ある場合の記入方法は付属資料3を参照のこと。	複数の水系・路線にまたがる業務の場合、関連する水系・路線名を記入する。当該情報が複数ある場合の記入方法は付属資料3を参照のこと。 <u>TECRISの路線・水路名等に従う</u> <u>一級水系、高規格幹線道路、都市高速道路、特殊幹線道路を選択した場合は、発注者の指示により、必要に応じ、詳細な河川名や区間名を入力する。</u> <u>記載例：</u> <u>例1) いたち川 ○○km～○○km 区間</u> <u>例2) 主要地方道横浜生田線 △△地点～△△地点</u>
3-1 業務管理項目-現道-旧道区分	国交省と運用が異なるため変更	[p6] 「現道：1」、「旧道：2」、「新道：3」、「未調査：0」のいずれかを記入する。	<u>発注者の指示により、必要に応じ「現道：1」、「旧道：2」、「新道：3」、「未調査：0」のいずれかを記載する。</u>
3-1 業務管理項目-対象河川コード	国交省と運用が異なるため変更	[p6] 「河川コード仕様書(案)」に準拠し発注者が指示する河川コードを記入する。	<u>発注者の指示により必要に応じ記載する。</u>
3-1 業務管理項目-左右岸上下線コード	国交省と運用が異なるため変更	[p6] 河川の左岸・右岸の別または道路の上下線の別を示す左右岸上下線コードを記入する。(複数記入可)	<u>発注者の指示により必要に応じ記載する。</u>
3-1 業務管理項目-発注者機関事務所名	国交省と運用が異なるため変更	[p7] 発注機関・事務所の名称を記入する。	<u>横浜市、局・区名、課名などを記入する。</u>
3-1 業務管理項目-受注者コード	国交省と運用が異なるため変更	[p7] TECRISセンターから通知されるコードを記入する。受注者コードを持たない受注者は、「0」を記入する。	<u>横浜市が定めるコードを記入する。</u> <u>(電子入札システムの有資格者名簿の業者コード 7桁)</u>
3-1 業務管理項目	国交省と運用が異なるため変更	[p7] 【必要度】◎：必須記入。 ○：条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する) △：任意記入。 ※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。	【必要度】◎：必須記入。 ○：条件付き必須記入。(データが分かる場合及び発注者から指示があった場合に入力する) △：任意記入。 ※1複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。
3-1 業務管理項目	国交省と運用が異なるため変更	[p8] 【解説】 (2) 住所に関わる情報の記入 (例) 兵庫県全域を表す住所コード 280000	【解説】 (2) 住所に関わる情報の記入 (例) 神奈川県全域を表す住所コード 14000

項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成20年5月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成22年2月
3-1 業務管理項目	国交省と運用が異なるため変更	[p9] 【解説】(2)3) 場所情報 (D) 対象河川コード 対象河川コードは「河川コード仕様書(案)国土交通省河川局」に準拠し発注者が指示する河川コードを記入する(複数記入可)。なお、河川コードを記入する場合は左右岸コードを併せて記入する。	【解説】(2)3) 場所情報 (D) 対象河川コード 対象河川コードは <b>発注者の指示により必要に応じ記載する</b> 。(複数記入可)。 なお、河川コードを記入する場合は左右岸コードを併せて記入する。
3-1 業務管理項目	国交省と運用が異なるため変更	[p9] 【解説】(2)3) 場所情報 (E) 左右岸上下線コード 場所情報として距離標を記入する場合は、河川の左岸・右岸等の別または道路の上下線の別を示す左右岸上下線コードを記入する。 (河川)00:不明、01:左岸、02:右岸、03:中州 99:その他 (道路)00:不明、10:上り線、20:下り線、30:上下線共通 99:その他 * 左右岸コードは「河川基盤地図ガイドライン(案)第2.1版 平成13年12月 国土交通省河川局河川計画課」に準拠している。 * 上下線コードは「道路管理関係デジタル道路地図データベース標準 第3.0版 平成15年4月 財団法人 日本デジタル道路地図協会」に基づき左右岸コードとのコードの重複を避けるため「0」を付加して桁上げしている。 * 「99:その他」は水部・河川敷部外、車道部外等の場合に適用する。	【解説】(2)3) 場所情報 (E) 左右岸上下線コードは <b>発注者の指示により必要に応じ記載する</b> 。
3-2 報告書管理項目 設計項目	国交省と運用が異なるため変更	[p11] 設計業務共通仕様書の「成果品」に規定する「設計項目」を記入する。(報告書オリジナルファイルを設計業務共通仕様書の設計項目ごとに分けた場合は記入する。)	<u>「調査」、「計画」、「概略設計」、「予備設計」、「基本設計」、「詳細設計」等を記入する。</u>
3-2 報告書管理項目 成果品項目	国交省と運用が異なるため変更	[p11] 設計業務共通仕様書の「成果品」に規定する「成果品項目」を記入する。(報告書オリジナルファイルを設計業務共通仕様書の成果品項目ごとに分けた場合は記入する。)	<u>「設計業務等成果概要書」、「設計計算書等」、「設計図面」、「数量計算書」、「概算工事費」、「施工計画書」、「原図」等を記入する。</u>
3-2 報告書管理項目	国交省と運用が異なるため変更	[p11] 【必要度】◎:必須記入。 ○:条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する)	【必要度】◎:必須記入。 ○:条件付き必須記入。 <b>(データが分かる場合及び発注者から指示があった場合に入力)</b>
4 ファイル形式	国交省と運用が異なるため変更	[p13] ・図面管理ファイルは「CAD製図基準(案)」、写真管理ファイルは「デジタル写真管理情報基準(案)」、測量情報管理ファイルは「測量成果電子納品要領(案)」、地質情報管理ファイルは「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」に準じる。	・図面管理ファイルは「CAD製図基準(案) <b>[土木編]</b> 」、写真管理ファイルは「デジタル写真管理情報基準(案) <b>[土木編・電気通信設備編・機械設備工事編]</b> 」、測量情報管理ファイルは「測量成果電子納品要領(案)」 <b>※</b> 、地質情報管理ファイルは「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」 <b>※</b> に準じる。
4 ファイル形式	国交省と運用が異なるため変更	[p13] ・図面ファイルのファイル形式は「CAD製図基準(案)」に準じる。  ・写真ファイルのファイル形式は「デジタル写真管理情報基準(案)」に準じる。	・図面ファイルのファイル形式は「CAD製図基準(案) <b>[土木編]</b> 」に準じる。  ・写真ファイルのファイル形式は「デジタル写真管理情報基準(案) <b>[土木編・電気通信設備編・機械設備工事編]</b> 」に準じる。

項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成20年5月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成22年2月
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質・土質データのファイル形式は「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」に準じる。</li> <li>・測量データのファイル形式は「測量成果電子納品要領(案)」に準じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質・土質データのファイル形式は「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」<u>※</u>に準じる。</li> <li>・測量データのファイル形式は「測量成果電子納品要領(案)」<u>※</u>に準じる。</li> </ul>
4 ファイル形式	国交省と運用が異なるため変更	<p>[p14] 【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書オリジナルファイルに挿入するポンチ絵等は、「CAD 製図基準(案)」に従う必要はない。また、報告書オリジナルファイルに図として挿入する写真や「写真管理基準(案)」に準じた成果品を提出しなくてもよい場合についても「デジタル写真情報基準(案)」に従う必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書オリジナルファイルに挿入するポンチ絵等は、「CAD 製図基準(案) [土木編]」に従う必要はない。また、報告書オリジナルファイルに図として挿入する写真や「<u>工事写真撮影基準</u>」<u>※</u>に準じた成果品を提出しなくてもよい場合についても「デジタル写真情報基準(案) [土木編・電気通信設備編・機械設備工事編]」に従う必要はない。</li> </ul>
4 ファイル形式	国交省と運用が異なるため変更	<p>[p14]</p> <p>※PDF は、プラットフォームに依存しないファイル形式で、文書を作成した環境と別環境(異なる機種、OS)との間における文書交換を可能にする。</p>	<p>※PDF は、プラットフォームに依存しないファイル形式で、文書を作成した環境と別環境(異なる機種、OS)との間における文書交換を可能にする。</p> <p>(追加)</p> <p><u>※「測量成果電子納品要領(案)」「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」の横浜市版は、未策定のため対応する国土交通省版に準拠する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>※工事写真撮影基準を策定していない局の業務においては、当該局の写真管理に関する運用・基準に準拠する。</u></p>
7-1 電子媒体	国交省と運用が異なるため変更	<p>[p18] 【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、1枚のCD-Rに情報を格納する。</li> <li>・複数枚のCD-Rになる場合は、「7-3 媒体が複数に渡る場合の処置」に従う。</li> <li>・基本的にはCD-Rの使用とするが、特定のシステムに依存しないフォーマット形式や再生ドライブの普及度を考慮して、DVD-Rも協議により可とする。</li> <li>・DVD-Rにデータを記録する(パソコンを使って記録する)際のファイルシステムの論理フォーマットは、UDF(UDF Bridge)とする。</li> </ul>	<p>【解説】 (追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、1枚のCD-Rに情報を格納する。</li> <li>・<u>納品時には、正副各1部ずつを納品する。</u></li> <li>・複数枚のCD-Rになる場合は、「7-3 媒体が複数に渡る場合の処置」に従う。</li> <li>・基本的にはCD-Rの使用とするが、特定のシステムに依存しないフォーマット形式や再生ドライブの普及度を考慮して、DVD-Rも協議により可とする。</li> <li>・DVD-Rにデータを記録する(パソコンを使って記録する)際のファイルシステムの論理フォーマットは、UDF(UDF Bridge)とする。</li> </ul>

項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成20年5月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成22年2月
7-2 電子媒体の表記規則	国交省と運用が異なるため変更	<p>[p19] 【解説】 ・発注者署名欄、受注者署名欄は、受発注者双方が、油性フェルトペンにて記述する。</p> <p>図 7-1 CD-R への表記例</p> 	<p>【解説】 ・受託者署名欄は、受注者が、油性フェルトペンにて記述する。</p> <p>図 7-1 CD-R への表記例</p> 
付属資料2 (1) 業務管理ファイルの記入例	国交省と運用が異なるため変更	<p>[付 2-1] 〈業務名称〉○○川流域総合治水計画業務&lt;/業務名称〉  〈住所コード〉12204&lt;/住所コード〉  〈住所〉○○県△△市××町○丁目○○番地&lt;/住所〉</p>	<p>〈業務名称〉<u>いちち川</u>流域総合治水計画業務&lt;/業務名称〉  〈住所コード〉<u>14104</u>&lt;/住所コード〉  〈住所〉<u>神奈川県横浜市中央区港町 1-1</u>&lt;/住所〉</p>
付属資料2 (1) 業務管理ファイルの記入例	国交省と運用が異なるため変更	<p>[付 2-1] 〈対象水系路線コード〉19303&lt;/対象水系路線コード〉  〈対象水系路線名〉○○川&lt;/対象水系路線名〉</p>	<p>〈対象水系路線コード〉<u>15000</u>&lt;/対象水系路線コード〉  〈対象水系路線名〉<u>境川水系いちち川</u>&lt;/対象水系路線名〉</p>
付属資料2 (1) 業務管理ファイルの記入例	国交省と運用が異なるため変更	<p>[付 2-2] 〈西側境界座標経度〉1394516 &lt;/西側境界座標経度〉  〈東側境界座標経度〉1401906 &lt;/東側境界座標経度〉  〈北側境界座標緯度〉0360744 &lt;/北側境界座標緯度〉  〈南側境界座標緯度〉0355152 &lt;/南側境界座標緯度〉</p>	<p>〈西側境界座標経度〉<u>1393808</u>&lt;/西側境界座標経度〉  〈東側境界座標経度〉<u>1394011</u>&lt;/東側境界座標経度〉  〈北側境界座標緯度〉<u>0352655</u>&lt;/北側境界座標緯度〉  〈南側境界座標緯度〉<u>0352426</u>&lt;/南側境界座標緯度〉</p>



項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成20年5月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成22年2月
付属資料2 (1) 業務管理ファイル の記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付2-2] <発注者機関コード>12017999</発注者機関コード>  <発注者機関事務所名>国土交通省〇〇地方整備局△△事務所</発注者機関事務所名>	<発注者機関コード>25501001</発注者機関コード>  <発注者機関事務所名>横浜市〇〇局〇〇課</発注者機関事務所名>
付属資料2 (1) 業務管理ファイル の記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付2-2] <業務概要>本業務は、〇〇川を対象として、都市化の進む△△市の貴重なオープンスペースとしての役割を重視した流域総合治水計画を立案したものである。また、あわせて、昭和YY年M月の台風XX号により、〇〇川が氾濫し、流域内の約n戸が浸水した背景から、被害の実態調査と測量の結果による氾濫解析と多面的遊水池の計画も行った。</業務概要>	<業務概要>本業務は、 <u>いたち川</u> を対象とした、流域総合治水計画を立案したものである。</業務概要>
付属資料2 (1) 業務管理ファイル の記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付2-2] <予備></予備>  <ソフトメーカー用TAG> </ソフトメーカー用TAG>	<予備> <u>特記事項</u> </予備>  <ソフトメーカー用TAG> <u>ソフトメーカー用TAG</u> </ソフトメーカー用TAG>
付属資料2 (2) 報告書ファイルの 記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付2-3] <報告書名>〇〇川流域総合治水計画業務</報告書名>  <報告書ファイル日本語名>報告書(第1章氾濫解析).XXX</報告書ファイル日本語名>	<報告書名> <u>いたち川</u> 流域総合治水計画業務</報告書名>  <報告書ファイル日本語名>報告書(第1章氾濫解析). <u>PDF</u> </報告書ファイル日本語名>
付属資料2 (2) 報告書ファイルの 記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付2-3] <設計項目>報告書</設計項目>  <成果品項目>本報告書</成果品項目>  <報告書オリジナルファイル名>REP01_01.XXX</報告書オリジナルファイル名>	<設計項目> <u>計画</u> </設計項目>  <成果品項目>報告書</成果品項目>  <報告書オリジナルファイル名> <u>REP01_01.DOC</u> </報告書オリジナルファイル名>
付属資料2 (2) 報告書ファイルの 記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付2-3] <報告書オリジナルファイル名>REP01_02.XXX</報告書オリジナルファイル名>	<報告書オリジナルファイル名>REP01_02. <u>XLS</u> </報告書オリジナルファイル名>
付属資料2 (2) 報告書ファイルの 記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付2-3] <受注者説明文>受注者側で特記すべき事項がある場合は記入する。</受注者説明文>  <予備>紙の成果品がある場合は資料名を記入する。説明文以外で特記すべき事項があれば記入する。(複数入力可)</予備>	<受注者説明文> <u>特記すべき事項</u> </受注者説明文>  <予備> <u>特記すべき事項</u> </予備>

項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成 20 年 5 月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成 22 年 2 月
付属資料 2 (2) 報告書ファイルの 記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付 2-3] <報告書名>〇〇川流域総合治水計画業務</報告書名>  <報告書ファイル日本語名>報告書(第 2 章総合治水計画と総括).XXX</報告書 ファイル日本語名>	<報告書名>いたち川流域総合治水計画業務</報告書名>  <報告書ファイル日本語名>報告書(第 2 章総合治水計画と総括).PDF</報告書 ファイル日本語名>
付属資料 2 (2) 報告書ファイルの 記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付 2-3] <設計項目>報告書</設計項目>  <成果品項目>本報告書</成果品項目>  <報告書オリジナルファイル名>REP02_01.XXX</報告書オリジナルファイル名 >	<設計項目>計画</設計項目>  <成果品項目>報告書</成果品項目>  <報告書オリジナルファイル名>REP02_01.DOC</報告書オリジナルファイル 名>
付属資料 2 (2) 報告書ファイルの 記入例	国交省と運用が異なるため変更	[付 2-4] <ソフトウェア用 TAG>ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数入 力可)</ソフトウェア用 TAG>	<ソフトウェア用 TAG>ソフトウェアメーカー用 TAG (複数入力可)</ソフトウェア用 TAG>
付属資料 3 (1)2 「住所コード」と 「住所」の XML 表 記例	国交省と運用が異なるため変更	[付 3-1] ・対象地域が 1 市区町村内の 1 箇所である場合  <住所コード>13103</住所コード> <住所>東京都港区赤坂 7 丁目</住所>	・対象地域が 1 市区町村内の 1 箇所である場合  <住所コード>14104</住所コード> <住所>横浜市中区港町 1-1</住所>
付属資料 3 (1)2 「住所コード」と 「住所」の XML 表 記例	国交省と運用が異なるため変更	[付 3-1] ・対象地域が 1 市区町村内の 2 箇所である場合  <住所コード>13103</住所コード> <住所>東京都港区赤坂 7 丁目</住所> <住所>東京都港区新橋 1 丁目</住所>	・対象地域が 1 市区町村内の 2 箇所である場合  <住所コード>14104</住所コード> <住所>横浜市中区港町 1-1</住所> <住所>横浜市中区山下町 1-1</住所>
付属資料 3 (1)2 「住所コード」と 「住所」の XML 表 記例	国交省と運用が異なるため変更	[付 3-1] ・対象地域が複数市区町村の場合(該当する住所が全て列記可能な場合)  <住所コード>13102</住所コード> <住所>東京都中央区日本橋 3 丁目</住所> <住所コード>13103</住所コード> <住所>東京都港区</住所> <住所コード>13109</住所コード> <住所>東京都品川区東品川 4 丁目</住所>	・対象地域が複数市区町村の場合(該当する住所が全て列記可能な場合)  <住所コード>14104</住所コード> <住所>横浜市中区港町 1-1</住所> <住所コード>14104</住所コード> <住所>横浜市鶴見区鶴見本町 1-1</住所> <住所コード>14107</住所コード> <住所>横浜市磯子区東町 1-1</住所>

項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成20年5月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成22年2月
付属資料3 (1)2 「住所コード」と 「住所」のXML表 記例	国交省と運用が異なるため変更	[付3-2] ・対象地域が複数市区町村の場合(設計図書等の住所で代表する場合)  〈住所コード〉13102</住所コード〉 〈住所コード〉13103</住所コード〉 〈住所コード〉13109</住所コード〉 〈住所〉東京都中央区日本橋他地内</住所〉  中央区の他、港区及び品川区に該当する場合	・対象地域が複数市区町村の場合(設計図書等の住所で代表する場合)  〈住所コード〉14104</住所コード〉 〈住所コード〉14104</住所コード〉 〈住所コード〉14107</住所コード〉 〈住所〉横浜市港区港町他地内</住所〉
付属資料3 (1)2 「住所コード」と 「住所」のXML表 記例	国交省と運用が異なるため変更	[付3-2] ・対象地域が1都道府県全域の場合  〈住所コード〉28000</住所コード〉 〈住所〉兵庫県</住所〉	・対象地域が1都道府県全域の場合  〈住所コード〉14000</住所コード〉 〈住所〉神奈川県</住所〉
付属資料3 (1)2 「住所コード」と 「住所」のXML表 記例	国交省と運用が異なるため変更	・対象地域が発注者の管内全域等の広域に渡る場合  〈住所コード〉31000</住所コード〉 〈住所コード〉32000</住所コード〉 〈住所コード〉33000</住所コード〉 〈住所コード〉34000</住所コード〉 〈住所コード〉35000</住所コード〉 〈住所〉中国地方整備局管内</住所〉	・対象地域が発注者の管内全域等の広域に渡る場合  〈住所コード〉14101</住所コード〉 〈住所コード〉14102</住所コード〉 〈住所コード〉14103</住所コード〉 〈住所コード〉14104</住所コード〉 〈住所コード〉14105</住所コード〉 〈住所〉横浜市内</住所〉
付属資料3 (2)2 「対象水系路線コード」と「対象水系路線名」のXML表記例	国交省と運用が異なるため変更	[付3-3] ・対象地域が特定の水系に位置する場合  〈対象水系路線コード〉19303</対象水系路線コード〉 〈対象水系路線名〉利根川水系</対象水系路線名〉	・対象地域が特定の水系に位置する場合  〈対象水系路線コード〉15000</対象水系路線コード〉 〈対象水系路線名〉境川水系</対象水系路線名〉
付属資料3 (2)2 「対象水系路線コード」と「対象水系路線名」のXML表記例	国交省と運用が異なるため変更	[付3-3] ・対象地域が複数の路線に該当する場合  〈対象水系路線コード〉21151</対象水系路線コード〉 〈対象水系路線名〉津軽自動車道</対象水系路線名〉 〈対象水系路線コード〉21153</対象水系路線コード〉 〈対象水系路線名〉八戸・久慈自動車道</対象水系路線名〉	・対象地域が複数の路線に該当する場合  〈対象水系路線コード〉25000</対象水系路線コード〉 〈対象水系路線名〉主要地方道横浜生田線</対象水系路線名〉 〈対象水系路線コード〉25000</対象水系路線コード〉 〈対象水系路線名〉主要地方道川崎府中</対象水系路線名〉

項目	変更理由	国土交通省 土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成20年5月	横浜市 設計業務等の電子納品要領(案) [土木編] 平成22年2月
付属資料3 (2)3 「対象河川コード」のXML表記例	国交省と運用が異なるため変更	[付3-3] <対象河川コード>860604nnnn</対象河川コード>  淀川の例である。なお下4桁(nnnn)は河川番号を示しており、「河川コード仕様書(案)」を準拠し、0001から連番により付与する。	<対象河川コード> <u>8606040001</u> </対象河川コード>  <u>いたち川の例である。</u> <u>発注者の指示により必要に応じ記載する</u>
付属資料3 (2)7 「境界座標」のXML表記例	国交省と運用が異なるため変更	[付3-4] <西側境界座標経度>1380929</西側境界座標経度> <東側境界座標経度>1381212</東側境界座標経度> <北側境界座標緯度>0351377</北側境界座標緯度> <南側境界座標緯度>0350213</南側境界座標緯度>	<西側境界座標経度> <u>1393808</u> </西側境界座標経度> <東側境界座標経度> <u>1394011</u> </東側境界座標経度> <北側境界座標緯度> <u>0352655</u> </北側境界座標緯度> <南側境界座標緯度> <u>0352462</u> </南側境界座標緯度>